

埼玉県中小企業等

# 奨学金返還支援事業補助金のご案内

~従業員の奨学金返還支援を行う中小企業等を応援します~





# 目次

1. 事業概要	2
2. 補助対象者(企業)の要件	
(1)補助対象となる中小企業等	
(2)補助対象とならない中小企業等	
3. 補助事業の内容	3
3-1支援対象者(従業員)	
2の補助対象者に勤務する従業員で、以下の要件を全て満たす者	
3-2支援対象期間	4
4. 補助対象期間	
5. 補助率及び補助限度額	
6.申請手続	
(1)問合せ、申込先	
(2)申請	
(3)申請書類の提出	5
(4)変更承認申請の提出	
7. 交付決定	
8. 遂行状況報告、実績報告、請求	
9. 不正受給の取扱い	
奨学金返還支援制度に係る社内規程の整備について	6
手順1	
手順2	
手当等の支給方法について	7
規程の制定例(奨学金返還支援制度規程) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

# 1.事業概要

埼玉県内の中小企業等の人材確保と定着を促進し、若者から選ばれる魅力ある中小企業等を支援するため、奨学金返還支援制度を設ける中小企業等が従業員に支給した手当等の一定額を補助します。

# 2. 補助対象者(企業)の要件

# (1)補助対象となる中小企業等

埼玉県内に事業所を有し、次のいずれかに該当する者(みなし大企業に該当しない者及び国又は地方公共団体から出資を受けていない者に限る。)であり、3-1の支援対象者への奨学金返還支援制度を設けている者。

ア: 中小企業者(中小企業等経営強化法第2条第1項に規定)及びその他の法人であって以下の表に掲げる者

業種·組織形態	(A) 資本金の額 又は 出資の総額	(B)従業員数	
①製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下	
②卸売業	1 億円以下	100人以下	
③サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5千万円以下	100人以下	
④小売業	5千万円以下	50人以下	
⑤ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並 びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下	
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	
⑦旅館業	5千万円以下	200人以下	
⑧その他の業種(上記以外)	3億円以下	300人以下	
⑨組合、連合会	中小企業等経営強化法第2条第1項第6号	〜第8号に規定される組合及び連合会	
⑩医療法人、学校法人、社会福祉法人	_	100人以下	
⑪社団法人(一般·公益)	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、①~⑧の区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者		
⑫財団法人(一般·公益)	上記①~⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者		
⑬特定非営利活動法人	上記①~⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者		

イ: 埼玉県多様な働き方実践企業認定を受けている者のうち会社以外の者

ウ:上記、ア・イに掲げる者のほか、知事と協議のうえ、特に中央会が認める者

## (2)補助対象とならない中小企業等

ア:国又は地方公共団体が出資している企業である場合

- イ:「みなし大企業」である場合(埼玉県中小企業等人材確保奨学金返還支援事業実施要領(以下「 実施要領」)第2条第3号に定義)
- ウ: 法令違反、反社会的、税の滞納があるなど補助金を交付することが適切でない場合等、以下の項目に1つでも該当する場合は補助対象となりません。
- ①交付申請日において、労働関係法令違反がある
- ②埼玉県暴力団排除条例(平成23年埼玉県条例第39号)第2条に掲げる暴力団員等
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業(まあじゃん屋、 ゲームセンター及び料理旅館等飲食を伴うもので明らかに食事の提供が主目的の者は除く。) 性風俗関連特殊営業、その他風俗上好ましくない者

# 3. 補助事業の内容

補助対象者が、就業規則、賃金規程など手当等の内容を明確に定めた文書に基づき、支援対象者に対し、奨学金返還を支援するために行う手当等の支給が補助対象となる事業です。なお、埼玉県が補助するのは奨学金返還に係る手当等を支給する制度に限られており、当該企業から従業員への貸付金は本事業の対象となりません。

# ●3-1支援対象者(従業員)

# 2の補助対象者に勤務する従業員で、以下の要件を全て満たす者

- ア:正社員であること(奨学金返還中の者)
- ※他の団体から重複して奨学金返還支援を受けていないこと
- イ:申請年度の4月1日時点で、当該企業において正社員となってから6年以内であること(中途採用含む)
- ※詳細は、実施要領でご確認ください
- ウ:申請日において、貸与等された奨学金を本人が返還中であること
- エ:申請日において、県内の事業所に勤務していること
- オ:事業主と同居している親族(法人の取締役・理事)は本事業の対象となりません。ただし、①事業 主の指揮命令に従っていることが明らかである、②勤務時間や賃金の支払いなどが他の従業員と 同様である場合は対象となります。

# 正社員とは・・・

次の全てに該当する者をいいます。

ア:期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること

イ: 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定 方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇級や昇格の有無等の労働条件につい て長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること

## 貸与等された奨学金を本人が返還中であるとは・・・

次のいずれかに該当するものをいいます。

なお、企業が代理返還を行う場合も、それが補助対象期間中の場合、補助金の交付対象となります。

ア:申請日において、貸与された奨学金を現に返還している状態

イ:貸与された奨学金を申請日の属する年度から返還開始予定である状態

# 当該企業において正社員となってから6年以内であるとは・・・

当該企業において、正社員として勤務することとなった月を1か月目とし、72か月目となる月までの期間をいいます。

この場合、正社員に転換した月を1か月目と考え、以降72か月目となる月までが支援対象となります。なお、返還猶予期間がある方については、次項3-2の「返還猶予期間中の取扱い」の記載を参照してください。

# ●3-2支援対象期間

支援対象者である従業員につき最大6年間 ※詳しくは、当事業に関するホームページに掲載しているQ&Aを参照ください

## 年度途中の変更による場合の取扱い

年度の途中において支援対象者となる従業員に転職等があった場合に関する補助金交付の考え方は、Q&A15の①~⑤のとおりです。

## 返還猶予期間中の取扱い

新規学卒者等で返還を猶予される期間がある場合、その期間は6か月を上限として補助対象期間に含まれないこととします。例えば、正社員として採用された新規学卒者について、猶予される期間が6か月ある場合、7か月目から78か月目が補助対象期間となります。

# 4. 補助対象期間

令和5年4月1日(土)~令和6年3月31日(日)

# 5. 補助率及び補助限度額

- ・補助率 2分の1(埼玉県多様な働き方実践企業は、3分の2)
- ・補助限度額 1人年9万円(埼玉県多様な働き方実践企業は、年12万円)

# 6. 申請手続

※次のページ 1~8 をご覧ください

(1)問合せ、申込先 1 申請の前に社内規程の整備が必要ですので、専門家の無料アドバイスがあります。

## 埼玉県中小企業団体中央会

〒330-8669

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティ9階

TEL:048-700-4600 FAX:048-700-4601

# (2)申請 2

申請は、j Grants より行ってください。

※ j G r a n t s 申請には、G ビズ I D プライムの I D を取得する必要がありますので、次のU R L より取得申請を完了してください。(2週間程度要します)

# https://gbiz-id.go.jp

- ①補助金交付申請書(様式第1号)
- ②支援対象者の雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- ③支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ④支援対象者勤務地一覧及び組織図など支援対象者の勤務地が分かる書類
- ⑤支援対象者の年間返還額及び返還計画、支援対象者自身が返還していることを確認できる書類の写し (独立行政法人日本学生支援機構の奨学金返還の口座振替加入通知等)
- ⑥就業規則及び賃金規程、奨学金返還支援制度規程など手当等の支給根拠が分かる書類

# (3)申請書類の提出

【申請受付】令和5年6月1日(木)~令和5年11月30日(木) (予定)

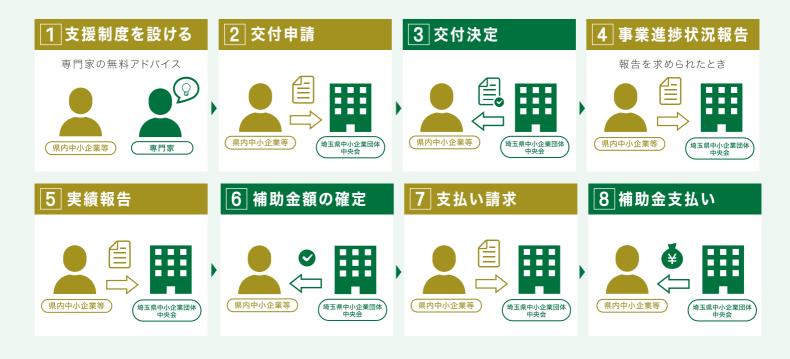
※ j Grants より申請してください。

https://www.jgrants-portal.go.jp/

# (4)変更承認申請の提出

年度途中に支援対象者を増やす場合又は支給する手当の額を増やす場合等は、速やかに変更承認申請書(様式第3号)に必要書類を添えて、変更承認申請を行ってください。

※ j Grants より申請してください。



# 7. 交付決定

3

原則として提出された書類により審査を行い、予算の限度額に達するまで、交付決定を行います。

# 8. 遂行状況報告、実績報告、請求

4 5 7

交付決定を受けた全ての支援対象者への支給額について、中央会より報告を求められたときは、遂行状況報告書(様式第5号)を提出してください。

また、当該年度の2月末までに、実績報告書(様式第6号)に支給額がわかる書類(手当等を支払ったすべての月の「賃金台帳」「給与明細書」の写し等)を添付して提出してください。

2月末までの支給状況及び3月分の支給予定額を確認後、補助対象者からの請求に基づき補助金を交付します。

※ j Grants より手続きをしてください。

# 9. 不正受給の取扱い

故意に事実に反する申請を行う等により補助金の不正受給を行った場合は、交付決定を取り消し、交付 した補助金を補助対象者(企業)が返還の義務を負います。 実施要領もご確認ください。

5

# 奨学金返還支援事業制度に係る社内規程の整備について

埼玉県·埼玉県中小企業団体中央会が実施する奨学金返還支援事業の補助を受けるためには、奨学金 返還支援制度(奨学金を返還する従業員への手当支給)に係る社内規程の整備が必要です。

現在の「就業規則」又は「賃金規程」への奨学金返還支援制度に係る条項を追加して、別途、支援対象者等、本制度の詳細について定めることになりますので、次のとおり例示します。

なお、社内規程の整備についてのご相談は、専門家(社会保険労務士)の無料アドバイスが可能ですのでご活用ください。

# 手順1

既存の「就業規則」又は「賃金規程」に奨学金返還支援制度(手当等)に関する条項を追加します。

# (例)

# (○○手当)

- 第〇〇条 〇〇手当は、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)及び 高等学校卒業者(中退者を含む。)であって、奨学金返還中の者に対し、支給する。対象とな る奨学金等、詳細については別に定める。
- ※労働基準法第89条の規定により、常時10人以上の労働者を使用する事業所は「就業規則」を作成し、所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。就業規則を変更した場合も同様に届け出る必要があります。
- ※「就業規則」については、厚生労働省ホームページに「モデル就業規則」が掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/



# 手順2

奨学金返還支援制度(手当等)の詳細な内容について、以下のポイントを考慮しながら規程(内規) を定めます。

- ①奨学金返還支援制度の導入にあたり、制度(手当)の趣旨・目的を明確にします。 ※手当の趣旨・目的によって、他の従業員との処遇における均等・均衡の考え方が異なります。
- ②規程には、支援の対象となる従業員・奨学金の範囲、支給方法(毎月支給等)
- 支給開始や停止の時期・理由、支給額等を明示する必要があります。 ※支援対象者・支給時期・金額等については、各企業において
  - 自由に設定できますが、補助する支援対象者には
  - 一定の要件がありますのでご留意ください。



# 手当等の支給方法について

手当等の支給方法については、

- ①毎月、給与として支給する方法
- ②賞与に併せて支給する方法
- ③年に1回支給する方法が考えられます。
- これらの場合の規定方法については、次を参考にしてください。

## ◆毎月支給する方法

(支給額)

第7条  $\bigcirc\bigcirc$ 手当は、月額 $\bigcirc\bigcirc$ ,  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円とする。ただし、本人の奨学金返還月額を超えての支給は行わないものとする。 2 欠勤、休業、休職中等の勤務していない日、期間についても全額支給する。

◆賞与に併せて支給する方法

(支給額)

第7条 ○○手当は、次のとおり支給する。

支給時期 支給額

○月、○月 ○○, ○○○円

ただし、支給月前〇か月間の本人の返還額を超えての支給は行わない。

- 2 欠勤、休業、休職中等の勤務していない日、期間についても全額支給する。
- ◆1年に1回支給する方法

(支給額)

第7条 ○○手当は、○月に支給することとし、支給額は○○, ○○○円とする。 ただし、支給月前12か月間の本人の奨学金返還額を超えての支給は行わないものとする。

2 欠勤、休業、休職中等の勤務していない日、期間についても全額支給する。

## 奨学金返還支援制度規程

株式会社 〇〇〇〇

#### (目的)

第1条 本規程は、会社における人材確保と定着のため若者から選ばれる魅力ある企業になることを目的に奨学金返還支援制度について定めたものである。

#### (奨学金返還支援制度)

第2条 奨学金返還支援制度(以下「支援制度」という。)とは、自身の奨学金を現に返還している社員に対して、会社が返還額の一部を補助するために、手当を支給する制度のことをいう。

#### (支援制度の対象者)

- 第3条 支援制度の対象者は、次のいずれにも該当する者(以下「支援対象者」という。)とする。
  - (1)就業規則第○条に定める正社員であること
  - (2)大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)及び高等学校の卒業者等(中途退学者を含む。)で、現に奨学金を返還している者であること
    - (3)第4条の書類を提出した者であること

## (書類の提出)

- 第4条 支援制度の適用を受けようとする社員は、次の書類を会社が指定する日までに提出しなければならない。
  - (1) 奨学金の借入総額及び返還計画がわかる書類
  - (2)正社員となった月における奨学金の借入残高がわかる書類
- 2 支援対象者は、毎年、会社が指定する日までに、奨学金を返還していることを証明する書類を提出しなければならない。
- 3 支援対象者は、返還計画等の変更があった場合には、速やかに会社に申し出なければならない。

## (奨学金)

- 第5条 本規程に定める奨学金とは、次の各号のいずれかに該当する奨学金をいう。
  - (1)日本学生支援機構の奨学金
  - (2)地方公共団体、大学及び公益法人、民間企業その他の奨学金貸与機関が貸与する奨学金
  - (3)その他会社が認めるもの

# (○○手当)

第6条 会社は、支援対象者の奨学金返還を補助するため、「○○手当」を支給する。

#### (支給額)

第7条  $\bigcirc\bigcirc$ 手当は、月額 $\bigcirc\bigcirc$ ,  $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円とする。ただし、本人の奨学金返還月額を超えての支給は行わないものとする。

2 欠勤、休業、休職中等の勤務していない日、期間についても全額支給する。

#### (規程の改廃)

第8条 本規程を改廃する場合の手続は、就業規則の変更手続に拠るものとする。

## 附 則

# (施行期日)

この規程は、 年 月 日 から施行する。



埼玉県中小企業団体中央会(奨学金返還支援室)

〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティ9階 TEL:048-700-4600 FAX:048-700-4601 受付:月曜~金曜(祝日、年末年始を除く)9-12時、13-17時

奨学金返還支援制度に関する問合せ先

埼玉県産業労働部雇用労働課

TEL:048-830-4538 FAX:048-830-4851